



～まちづくりに皆さんの声を～

郡山市公文書管理条例（案）の パブリックコメント手続きを実施します



ターゲット 16.6

2023年9月25日

郡山市総務部

総務法務課

課長 山内 憲

TEL：924-2038

SDGs ターゲット16.6 「あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。

郡山市公文書管理条例（案）の策定に当たり、市民の皆さまのご意見をお聞きするため、パブリックコメント手続きを実施します。

- | | | |
|----------|---|--|
| 1 策定する条例 | 郡山市公文書管理条例 | 
(QRコード) |
| 2 条例案の内容 | 次の方法でご覧いただけます。
(1) 市ウェブサイト (https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/1/87449.html)
(2) 総務法務課（市役所本庁舎2階）及び市政情報センター（市役所本庁舎1階）での閲覧・配布
(3) 各行政センター、各市民サービスセンターでの閲覧 | |
| 3 受付期間 | 令和5年10月1日（日）～令和5年10月31日（火）
※市政に関心のある方どなたでも提案いただけます。 | |
| 4 提案方法 | 所定の様式又は任意の様式に住所、氏名、電話番号を明記の上、次のいずれかの方法により提案してください。
(電話による受付はいたしません。)
(1) 市ウェブサイトの簡単電子申請
(https://www.task-asp.net/cu/eg/lar072036.task?app=202300518)
(2) 電子メール (soumu-bunsho@city.koriyama.lg.jp)
(3) ファックス (024-924-0956)
(4) 郵送（送付先：郵便番号 963-8601（住所不要）郡山市総務法務課宛）
※10月31日（火）当日消印有効
(5) 郡山市総務法務課（市役所本庁舎2階）へ持参
※平日のみ（受付時間 8：30～17：15） | 
(QRコード) |
| 5 その他 | 提案いただいたご意見には、個別の回答は行わず、市の考え方を別途公表いたします。また、提案いただいたご意見の集約結果の公表に当たっては、ご意見以外の情報（住所・氏名・電話番号・メールアドレス）は公表しません。 | |

<郡山市公文書管理条例の概要>

従来は内部規定として定めていた公文書の管理に関するルールを条例化し、より透明性の高い公文書の管理体制を確立する。また、保存期間を満了した公文書のうち、歴史資料として重要なものについては、新たに設置する（仮称）郡山市歴史情報・公文書館に移管した上で永久保存することとし、市民等が利用できる制度を設ける。



2024（令和6）年に郡山市は市制施行100周年を迎えます！！

ひらけ 未来へ こおりやま